

様式第 6 号(第 9 条関係)

発第 号  
年 月 日

様

大洗町長

### 大洗町空き家解体跡地利用促進補助金交付 決 定・却 下 通 知 書

年 月 日付け交付申請のあった大洗町空き家解体跡地利用促進補助金について審査した結果, 下記のとおり 決 定・却 下 したので, 大洗町空き家解体・利活用事業補助金交付要綱第 9 条により通知します。

#### 記

1. 補助金の額 円
2. 交付の条件
  - (1) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し, 又は担保することはできません。
  - (2) 次に掲げる場合においては, 補助金の交付決定を取り消し, 既に補助金が交付されているときは, その返還を求めます。
    - ア 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
    - イ この要綱の規定に違反したとき。
    - ウ その他町長が不相当と認めたとき。
3. 不交付の理由